

令和 2 年第 4 回
美唄市議会定例会会議録
令和 2 年 1 2 月 1 日（火曜日）
午前 1 0 時 4 5 分 開会

◎議事日程

- 第 1 議席変更の件
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般報告
- 第 5 議長報告
- 第 6 市政報告
- 第 7 報告第22号 例月出納検査結果報告
- 第 8 報告第23号 例月出納検査結果報告
- 第 9 報告第24号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第25号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第26号 美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 第12 議案第75号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第13 議案第76号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 第14 議案第77号 美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 第15 議案第78号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第79号 美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件
- 第17 議案第80号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件
- 第18 議案第81号 美唄市体育センター条

例の一部改正の件

- 第19 議案第82号 美唄市火災予防条例の一部改正の件
- 第20 議案第83号 美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件
- 第21 議案第84号 美唄市税条例の一部改正の件
- 第22 議案第85号 美唄市介護保険条例の一部改正の件
- 第23 議案第86号 美唄市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例制定の件
- 第24 議案第87号 美唄市空家等対策協議会条例制定の件
- 第25 議案第88号 市立美唄病院診断費及びその他料金徴収条例の一部改正の件
- 第26 議案第89号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）
- 第27 議案第90号 指定管理者の指定の件（美唄市峰延福祉会館）
- 第28 議案第91号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福祉会館）
- 第29 議案第92号 指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福祉会館）
- 第30 議案第93号 指定管理者の指定の件（美唄市東福祉会館）
- 第31 議案第94号 指定管理者の指定の件（美唄市南福祉会館）
- 第32 議案第95号 指定管理者の指定の件（美唄市日東福祉会館）
- 第33 議案第96号 指定管理者の指定の件（美唄市西美唄福祉会館）
- 第34 議案第97号 指定管理者の指定の件

(美唄市中村福祉会館)

第35 議案第98号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内中央福祉会館)

第36 議案第99号 指定管理者の指定の件
(美唄市東明西福祉会館)

第37 議案第100号 指定管理者の指定の件
(美唄市東4条福祉会館)

第38 議案第101号 指定管理者の指定の件
(美唄市北福祉会館)

第39 議案第102号 指定管理者の指定の件
(美唄市開発福祉会館)

第40 議案第103号 指定管理者の指定の件
(美唄市癸巳福祉会館)

第41 議案第104号 指定管理者の指定の件
(美唄市総合福祉センター)

第42 議案第105号 指定管理者の指定の件
(美唄市立茶志内双葉保育園)

第43 議案第106号 指定管理者の指定の件
(美唄市立進徳保育園)

第44 議案第107号 指定管理者の指定の件
(ピパオイの里プラザ)

第45 議案第108号 令和2年度美唄市一般会計補正予算(第8号)

第46 議案第109号 令和2年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第3号)

第47 議案第110号 令和2年度美唄市下水道会計補正予算(第1号)

第48 議案第111号 令和2年度美唄市介護保険会計補正予算(第3号)

第49 議案第112号 令和2年度市立美唄病院事業会計補正予算(第3号)

第50 議案第113号 令和2年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)

◎出席議員(14名)

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	伊藤真久君
2番	森明人君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	山崎一広君
6番	川上美樹君
7番	楠徹也君
8番	松山教宗君
9番	本郷幸治君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	高橋英雄君
経済部長	東貴弘君
都市整備部長	米澤勝君
市立美唄病院事務局長	今澤清隆君
消防長	相馬一司君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	高橋修也君

教育委員会教育長	天野政俊君
教育委員会教育部長	阿部良雄君

選挙管理委員会委員長	高田豊君
------------	------

選挙管理委員会事務局長 日 下 聡 君

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君

農業委員会事務局長 高 田 裕 二 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君

監 査 事 務 局 長 根 布 忠 幸 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 村 谷 昌 春 君

次 長 門 田 昌 之 君

午前10時45分

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました、令和2年第4回美唄市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、議席変更の件を議題といたします。

議会構成の変更に伴い、議席を変更いたしたいと思います。

お諮りいたします。

変更する議席番号及び氏名については、

1 番 森 明人議員

2 番 伊藤真久議員

にそれぞれ変更いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会議録署名議員を指名いたします。

7 番 楠 徹也議員

8 番 松山教宗議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月10日までの10日間とし、うち12月2日及び3日、12月5日及び6日、12月8日及び9日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 ただいま、議長報告を省略しましたが、9月18日から11月30日までの議長報告が、この経過として示されています。私は、この11月20日付けです、議長に市民から陳情書が提出をされたと聞いております。お示しいただいた議事日程にもござ

いませんし、ただいまの議長報告にも経過が記されておられません。この陳情書、私が承知していますのは、議会に關することございまして、「総合計画を議会の議決事件にすることを求める陳情」という内容でございます。この内容をつぶさに見る機会がございましたけど、事実として、陳情書が提出されたのか。

もう1つは、提出されたとすれば、議事日程に載っていませんから、議会運営委員会が11月27日に行われまして、その時も本日までの陳情・請願の受理はございませんということございまして。ということは不受理と考えられるわけです。その理由、そしてその法令の根拠をお示しいただきたい。

●議長金子義彦君 紫藤議員の質疑にお答え申し上げます。

まず、陳情書の提出をされたことは事実かという質疑に対しまして、陳情書が提出されたのは事実であります。11月20日に議会事務局の方に提出されております。

また、議事日程に載らなかった不受理の理由につきましては、陳情内容が既に議会内の一定の協議がされており、その内容に議会として、すぐに賛同することができないと考え、議長として不受理扱いとしたものでございます。こういった陳情書の処理につきましては、会議規則第135条により、議長の裁量判断とされております。こういった陳情書については、法的保護を受けるものではなく、したがって、陳情を受けた当局側もこれに回答し、その処理の結果を報告する法律上の義務はないことから、今までの陳情との不受理案件同様に提出者には連絡を入れていないところでございます。

●10番紫藤政則議員 事実であったということと、それから不受理だったというお話でした。事実であって、提出がされたということなんです。議長として、議会で一定の協議をし、不受理の判断をした。これは、私が議長にお願いをして、6月に議決事案とすべきだから、96条を使ってやれるようにしてくださいと、皆さんで意見交換をする場を作ってくださいということでしたよね。その場で決まったんですか。それは、非公式の場で一定の協議ではないです。

それと、法的保護を受けるものではないということを二つ目におっしゃった。陳情に關して美唄の会議規則、先例を含めて、請願・陳情を同列に扱って処理をしてきた長い歴史があります。今回の議会運営委員会で示された事前の日程でも、陳情・請願となっていないんですか。

それと合わせて、会議規則の135条に、議長は陳情書またはこれに類するもので、その内容が適合にするものは請願者の例により処理するものとすると言っているじゃないですか。これは、憲法16条の請願権に由来するんですよ、お分かりだと思いますけど。国民の権利です。国政に意見を申し上げる、そういうものを憲法が保障しているわけです。そして、地方自治法にも憲法を受けた請願の規定があるのではないですか。この請願は、様式が整えば受理しなければいけないんですよ。冒頭はあなたがおっしゃった、賛同できるとか、できないとか、あなたの権限でできるものではないじゃないですか。付託案件として常任委員会に付託をして、そこで審査機関が採択するか、不採択するか。だから受理と賛同で

きるかということとは違うんですよ。様式が整えば受理しなければならないというルールなんです。美唄の議会はずっとやってきたじゃないですか。基本中の基本だと思いますよ。今の議長のご答弁では、全く納得できない。違法行為が続いている状況で、議会開けますか。市長が良く言う、まちづくり基本条例にも市政の基本原則は書いてある。市政運営に議会も市民の声を受けるということを書いてある。そして、美唄の議会のルールにも様式が整えば、これを受理しなければいけないことと書いているじゃないですか。議事整理してください。

●議長金子義彦君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

会議規則第135条によりますと、陳情書またはそれに類するもの、請願に正当するものは請願書の例により処理することになってございます。ただ、あくまでも議長の裁量判断とされていると至ったところでございます。そういった中で、今回の陳情については、そのような処理をさしていただいたということでございます。

●10番紫藤政則議員 会議規則では3回なんです。私は会議規則に基づいて、開会10分前に通告しなければならないことに、申し合わせでなっているんですけど、このことに関しては、事務局に11月24日の議運終わって、この情報が入った後、直ちに電話連絡している。合わせて、今日早く出てきてこの通告内容を示して、こういった議事に支障がないような対応をしたつもりでいます。現実には、開会が遅れた、そして今あなたの答弁にあった議長の裁量とか判断とか、あなたは法律に基

づいてそこに座っているんです。裁量とか判断は範疇じゃないでしょ。議会として、総合計画の扱いを、市民を代表する議会としてその議決事項に基本の基ではないですか。あなたにそんな判断できる権限ないですよ。違法行為を直ちに是正するべきだと思いますよ。

そして、この議会に正しいルールに基づく手続を踏んで、議事日程に追加すべきじゃないですか。違法行為は不法行為になりますよ。あなたの責任になりますよ。今の答弁で納得できるものではないです。

●議長金子義彦君 議事進行のため、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午後13時20分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の再々質問に対する答弁をさせていただきます。この度、紫藤議員からのご指摘を受け、再考させていただきました。

今回の陳情の取り扱い判断につきましては、誤った判断をしてしまいましたことから、取り扱い処理を変更し、陳情を受理する形で取り進めさせていただき、次回の会議で上程の上、委員会付託とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

他にご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、市政報告に入ります。

市長。

●市長板東知文君 令和2年第4回市議会定例会にあたり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症」に対する本市の対応について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ご理解とご協力のもと、真摯に取り組んでこられた市民や事業者の皆様に心から敬意を表しますとともに、これまで市内外の多くの方々から、ご寄附や衛生用品の寄贈をいただいております、そのご厚志に深く感謝を申し上げます。

国内感染が第3派ともいわれる急拡大を見せる中、北海道においては11月7日をもって警戒ステージをステージ3に引き上げるとともに、11月27までの3週間を「集中対策期間」として設定し、「感染リスクを回避する行動のさらなる徹底、特に飲食の場面におけるリスク回避の徹底」などの集中的な対策を進めることとしたところであります。

また、その後、新規感染者の拡大による院内感染や集団感染の発生等により、医療提供体制の負荷が急速に増していることなどから、11月26日をもって、集中対策期間を12月11日まで延長し、対策を強化したところであります。

市としましては、こうした国や北海道の動向等を踏まえ、11月26日開催の「対策本部会議」において、「集中対策期間」における取り組みを着実に進めるとともに、引き続き、「新北海道スタイル」の実践に取り組んでいくこととしました。

これまでの主な対策としましては、感染症

対策としての「消防」の救急体制や、「市立美唄病院」の発熱患者等の受入体制の強化・拡充をはじめ、経済対策としての農村地域の「光ファイバ整備」や「がんばろう！びばい応援券」の発行、生活支援対策としての「美唄市特別定額給付金」など、これまで総額で33億円を超える補正予算を計上し、取り組んできたところであります。

さらに、本定例会におきましては、聴覚障がい者等に遠隔手話サービスの提供を行うタブレットパソコン等を整備するとともに、スマート農業機械の導入補助について増額するほか、市立美唄病院における新型コロナウイルス感染症対策に加え、季節性インフルエンザの流行期に備えるため、必要な医療機器の整備などの補正予算を提案するものであります。

今後におきましても、国の第3次補正予算及び来年度予算による15か月予算の考え方を踏まえ、引き続き、必要な対策を講じてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により対応が長期化する中、私たちは社会経済活動への影響を考慮しながら、感染拡大の抑え込みを図るという極めて難しい課題に直面しております。

このため、市民や事業者の皆様には、自らを守る意識を持って、「3つの密の回避」をはじめ、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底していただくとともに、生活のあらゆる場面で感染リスクを低減させる「新北海道スタイル」の実践に、引き続き努めていただくことをお願いいたします。

ます。

市としましては、国や北海道との連携・協力体制のもとに、市民の皆様が1日でも早く通常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、引き続き、職員一丸となって「市民の命の暮らしを守る」対策をしっかりと講じてまいります。

次に、「令和2年7月豪雨による被災地への御見舞金」について申し上げます。

本年7月に九州地区を中心とした記録的な大雨により、甚大な被害が発生したことから、本市を含む「タイムライン防災・北海道ネットワーク」の構成14市町村で協議の上、交流のある熊本県人吉市、八代市、球磨村に対し、本市として御見舞金10万円をお送りしました。

次に、「沼貝村130年・美唄市制施行70年記念式典」について申し上げます。去る11月1日に、「沼貝村130年・美唄市制施行70年記念式典～過去を今に生かし未来につなぐ～」を挙行するとともに、今後、関連記念事業として、美唄の子どもたちに、130年の歴史をたどる年表を配布することとします。

次に、「訴状の送達」について申し上げます。

去る11月20日に札幌地方裁判所岩見沢支部から、平成30年7月に美唄市教育委員会による告訴により、損害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市及び前教育長を被告として、2,946万4,249円の損害賠償を求める請求事件の訴状の送達がありました。

今後については、本市が依頼する代理人弁護士をとおして対応してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、報告第

22号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第25号例月出納検査結果報告の以上4件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」呼ぶ者あり）

これをもって、報告第22号ないし報告第25号の以上4件を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第11、報告第26号美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第26号を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第12、議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第14、議案第77号美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件であります。本件は、令和2年人事院勧告に基づき、期末手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第76号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。本件は、令和2年人事院勧告

に基づく一般職の給与の改定に合わせて、市議会議員及び特別職の期末手当について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第77号美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件であります。本件は、令和2年人事院勧告に基づく一般職の給与の改定に合わせて、会計年度任用職員の期末手当について、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第75号ないし議案第77号の以上3件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件ないし議案第77号美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件の以上3件は、原案のとおり可決されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第15、議案第78号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし日程の第44、議案第107号指定管理者の指定の件の以上30件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第78号美唄市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件であります。本件は、国において特殊勤務手当の特例に関する人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に関わる作業に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例が措置されたことから、本市においても必要な改正を行うものであります。

次に、議案第79号美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件であります。本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律において、基準割合の名称等が改正されることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第80号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件であります。本件は、美唄市立南美唄小学校の閉校に伴い、南美唄小学校校区放課後児童施設を廃止する事から、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第81号美唄市体育センター条例の一部改正の件であります。本件は、小中学校の統廃合により、学校施設開放事業で体育館を利用している市民の活動場所が年々減少している他、増加しているクライミングウォール利用に対応するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第82号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。本件は、対象火気設

備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に交付されたことにより、対象火気設備等の位置・構造及び管理、並びに対象火気器具等の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令の見直し及び所要の整備が行われたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第83号美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件であります。本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律において、基準割合の名称等が改正されることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第84号美唄市税条例の一部改正の件であります。本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることにより、国民健康保険税の軽減判定所得基準額等が改正されることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第85号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律において、基準割合の名称等が改正されることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第86号美唄市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例制定の件であります。本件は、都市計画区域内の用途地域が定められていない土地の区域において、市街地の拡大を抑制し、農村環境保全地区主要幹線沿道及び生活拠点地区及び安田

侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の周辺地区の良好な環境を維持・保全することから、特定用途制限地域内の建築物の規制等を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第87号美唄市空家等対策協議会条例制定の件であります。本件は、少子高齢化など、社会情勢の変化により、空き家等の件数は年々増加傾向にあることから、適正に管理されていない空き家等が生活環境に影響を及ぼすため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく協議会を設置し、美唄市空家等対策協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第88号市立美唄病院診療費及びその他料金徴収条例の一部改正の件であります。本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律において、基準割合の名称等が改正されることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第89号から議案第107号指定管理者の指定の件であります。これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第89号美唄市南美唄地区共同浴場の指定管理者には美唄市南美唄連合町内会を、議案第90号美唄市峰延福祉会館の指定管理者には美唄市峰延福祉会館運営委員会を、議案第91号美唄市茶志内福祉会館の指定管理者には、茶志内3区連合会を、議案第92号美唄市光珠内福祉会館の指定管理者には美唄市光珠内福祉会館運営委員会を、議案第93号美唄市東福祉会館の指定管理者には美唄市東福

社会館運営委員会を、議案第94号美唄市南福社会館の指定管理者には美唄市南福社会館運営委員会を、議案第95号美唄市日東福社会館の指定管理者には美唄市日東福社会館運営委員会を、議案第96号美唄市西美唄福社会館の指定管理者には美唄市西美唄福社会館運営委員会を、議案第97号美唄市中村福社会館の指定管理者には美唄市中村福社会館運営委員会を、議案第98号美唄市茶志内中央福社会館の指定管理者には美唄市茶志内中央福社会館運営委員会を、議案第99号美唄市東明西福社会館の指定管理者には美唄市東明西福社会館運営委員会を、議案第100号美唄市東4条福社会館の指定管理者には美唄市東4条福社会館運営委員会を、議案第101号美唄市北福社会館の指定管理者には美唄市北福社会館運営委員会を、議案第102号美唄市開発福社会館の指定管理者には開発連合会を、議案第103号美唄市癸巳福社会館の指定管理者には美唄市癸巳福社会館運営委員会を、議案第104号美唄市総合福祉センターの指定管理者には社会福祉法人美唄市社会福祉協議会を、議案第105号美唄市立茶志内双葉保育園の指定管理者には美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会を、議案第106号美唄市立進徳保育園の指定管理者には美唄市立進徳保育園運営委員会を、最後に議案第107号ピパオイの里プラザの指定管理者には美唄商工会議所を、それぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、美唄市南美唄地区共同浴場、美唄市立茶志内双葉保育園及び美唄市立進徳保育園につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間。また、その他の施設につきましては、

は、いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 ただいま提案理由の説明がありました、議案第78号ないし議案第107号の以上30件につきましては、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第78号ないし議案第107号の以上30件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第78号ないし議案第82号の以上5件は、総務・文教委員会に、議案第83号ないし議案第107号の以上25件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することいたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第45、議案第108号令和2年度一般会計補正予算（第8号）ないし日程の第50、議案第113号令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第108号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第8号）であります。本件は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、

歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億182万7,000円を増額補正し、補正後の予算総額を196億8,215万9,000円にしようとするものがあります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、ふるさと納税に関わる寄附額が当初の予算の計上よりも増収となる見込みであることから、寄附の目的に対応する、それぞれの基金へ積み立てる、基金積立金を増額計上いたしました。

民生費には、令和3年4月に予定されている、制度改正等に対応するため、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修を行う、障がい者福祉一般管理事務を、また新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚障がい者等の医療機関への受診や社会活動等が妨げられないよう、遠隔手話サービスの提供体制を整備する、障がい者在宅支援事業をそれぞれ計上いたしました。

農林費には、新型コロナウイルス感染症対策として、農作業員間の接触を減らす省力化機械等の導入を支援し、スマート農業を推進する農業振興事業を増額計上いたしました。

商工費には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への経営支援金について、申請件数が想定に満たないことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業を減額補正するとともに、寄附金の増額に向けた取り組みにより、ふるさと納税が当初予算の計上よりも増収と見込まれるため、寄附者への返品等に関わる経費が不足することから、特産品情報発信促進事業を増額計上いたしま

した。

諸支出金には、施設サービス給付金について増額補正する介護保険会計に対し、経費の一部を繰り出す介護保険会計支出金を、また新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した職員に対する感染症防疫業務手当を支給するため、増額補正する病院事業会計に対して、繰り出しを行う市立美唄病院会計支出金をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、寄附金、繰越金をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、本定例会に提案している各施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第109号令和2年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）であります。本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ3,204万1,000円を増額補正し、補正後の予算総額を31億5,417万4,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、保険給付費には、被保険者の療養に要した費用が自己負担限度額を超えた場合に支給する、一般被保険者高額療養事業を増額計上いたしました。

諸支出金には、令和元年度保険給付費等交付金の精算に伴う、超過交付分を返還する、過年度清算金を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に

対応する、道支出金、繰入金をそれぞれ増額計上し、財源対応をいたしました。

次に、議案第110号令和2年度美唄市下水道会計補正予算（第1号）であります。本件は、債務負担行為について補正しようとするものであります。

債務負担行為の補正につきましては、当初予算に計上した公営企業法適用支援業務委託のスケジュール変更に伴い、令和3年度及び令和4年度の業務量が増加することから、債務負担行為で定める限度額を変更するものであります。

次に、議案第111号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）であります。本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ7,770万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額を29億8,911万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、保険給付費に、介護施設に関わる施設サービス給付を行う、要介護者施設サービス給付事業を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ増額計上し、財源対応いたしました。

次に、議案第112号令和2年度市立美唄病院事業会計補正予算第3号であります。本件は、市立美唄病院において、新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した職員に対する、感染症防疫業務手当の支給並びに院内感染対

策及び医療従事者の安全確保のため、必要な備品の購入、院内の改修などを行うにあたり、必要な財源及び収支を補正するものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた、収益的収入の予定額のうち医業収益に502万6,000円を、医業外収益に312万9,000円をそれぞれ増額し、収益的収入合計を16億1,583万円に、収益的支出の予定額のうち医業費用に815万5,000円を増額し、収益的支出合計を16億187万2,000円にしようとするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的収入の予定額のうち、企業債に190万円を、国庫補助金に342万1,000円をそれぞれ増額し、資本的収入合計を1億3,686万円に、資本的支出の予定額のうち、建設改良費に532万1,000円を増額し、資本的支出合計を1億5,963万5,000円にしようとするものであります。

予算第5条に定めた企業債の補正については、資本的収支予算の補正にかかわる財源として、医療機械器具等整備事業債を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

予算第7条に定めた議会の議決を得なければ、流用することのできない経費の補正については、出張医及び医師派遣の増員により、経費に不足が生じる見込みのため、給与費からの流用で対応するものであります。

次に、議案第113号令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）であります。本件は、水道事業会計において、給配水管の老朽化等による漏水に伴う修繕費について、例年の平均を上回る執行状況となっており、予算の不足

が見込まれることから、修繕を行うにあたり、必要な支出を補正するものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち営業費用に1,300万円を増額し、収益的支出合計を6億3,138万9,000円にしようとするものであります。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、議案第108号ないし議案第113号の以上6件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします、特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第108号ないし議案第113号の以上6件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第108号ないし議案第113号の以上6件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、その様に決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会、委員の選任については、委員会条例第8

条第1項の規定により、

森明人議員、伊藤真久議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
山崎一広議員、川上美樹議員、
楠徹也議員、松山教宗議員、
本郷幸治議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、

小関勝教議員の以上13人の委員を指名いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前14時05分 散会

